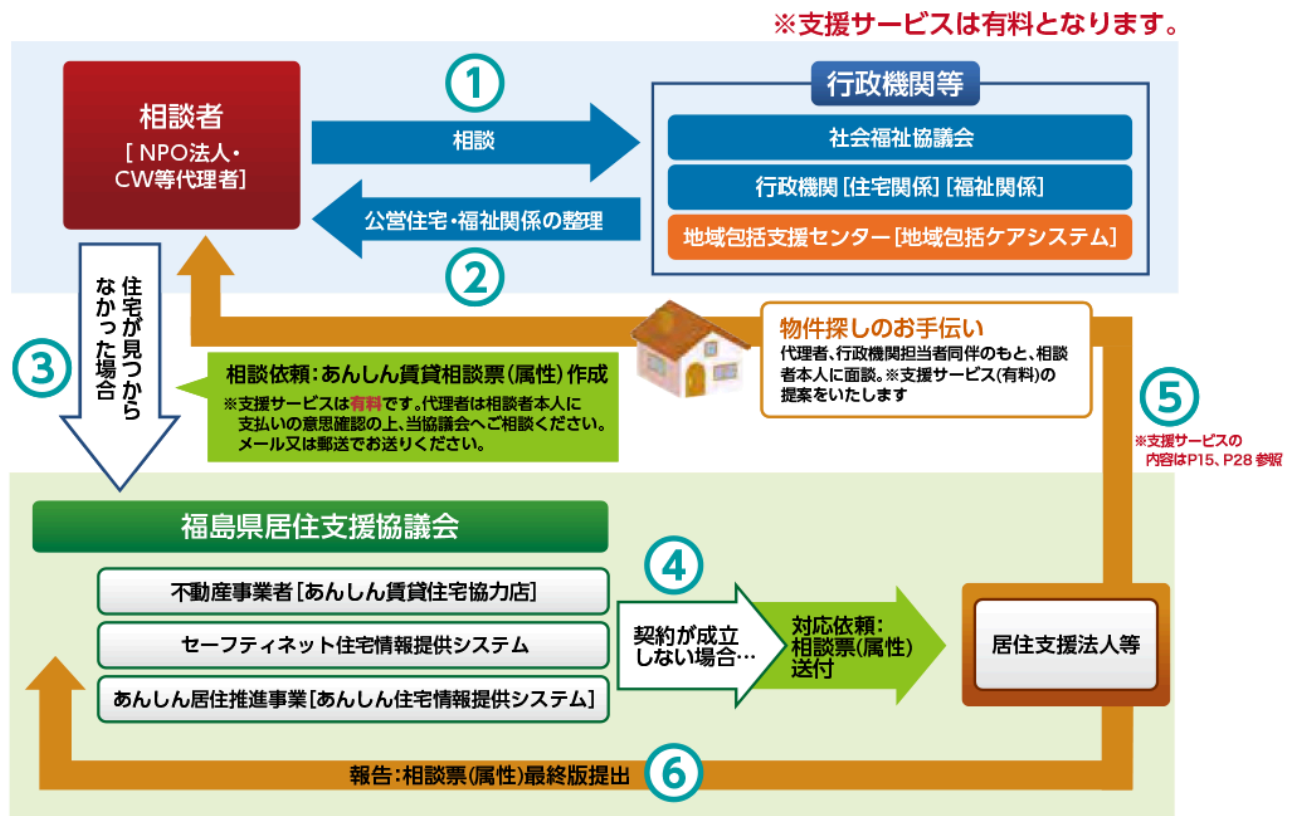


相談のながれ【福島県居住支援協議会】



1 住宅確保要配慮者等からの相談への対応

相談者(代理者)は最初に市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、不動産事業者(あんしん賃貸住宅登録事業者)等へ相談をして下さい。

2 公営住宅や福祉関係の情報収集と、住宅の確保

公営住宅や福祉関係の情報を収集し、住宅の確保に努めて下さい。

3 住宅が見つからなかった場合

①と②の相談において、相談者のための住宅が見つからない場合に、相談者(代理者)があんしん賃貸相談票(属性)*に必要事項を記載し、居住支援協議会へ送付して下さい。併せて、相談者に対し支援サービスを受ける場合には**有料**である旨を説明し、了承を得て下さい。 ※不動産業者等、関係機関と情報を共有します。

4 契約が成立しない場合、物件探しに向けた手続き

- 居住支援協議会は相談者(代理者)から提出されたあんしん賃貸相談票(属性)に「記載されている内容」、「サービスが有料であることを相談者が了承していること」を確認いたします。
- 居住支援法人、NPO等(以下「居住支援法人等」という)を選定し、入居できる住宅探し等を依頼いたします。

以降については、居住支援法人等と相談者(代理者)が共に手続きを進めます。

5 物件探しのお手伝い

- 居住支援法人等が相談者(代理者)に連絡し、対面ヒアリングを実施すると共に、住宅探しに必要なサービスとその概算費用を提案いたします。
- 相談者(代理者)がサービスとその概算費用の了承後、居住支援法人等が賃貸住宅所有者(管理者)に相談者の入居可否に関して交渉し、交渉が成立すれば契約となり、入居可能となります。

6 居住支援法人等の支援開始 [居住支援協議会への結果報告]